

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年2月18日
【会社名】	株式会社J Pホールディングス
【英訳名】	JP-HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 洋
【本店の所在の場所】	名古屋市東区葵三丁目15番31号
【電話番号】	052(933)5419(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 荻田 和宏
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区葵三丁目15番31号
【電話番号】	052(933)5419(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 荻田 和宏
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,115,736,000円 オーバーアロットメントによる売出し 177,540,000円
	(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成23年2月10日（木）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成23年2月10日（木）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成23年2月18日(金)開催の取締役会決議によります。

2 発行数は、平成23年2月18日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数410,300株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数389,700株の合計であります。

したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社(以下、「オーバーストックメントによる売出し」という。)が行う場合があります。

オーバーストックメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーストックメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成23年2月18日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーストックメントによる売出し等について」に記載の大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成23年2月28日(月)から平成23年3月2日(水)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	新株式発行	410,300株	572,233,101
	自己株式の処分	389,700株	543,502,899
計(総発行株式)	800,000株	1,115,736,000	286,116,551

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自平成23年3月3日(木) 至平成23年3月4日(金) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成23年3月9日(水)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成23年2月28日(月)から平成23年3月2日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.jp-holdings.co.jp/>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定でありませぬ。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成23年2月25日(金)から平成23年3月2日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年2月28日(月)から平成23年3月2日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年2月28日(月)の場合、申込期間は「自平成23年3月1日(火)至平成23年3月2日(水)」

発行価格等決定日が平成23年3月1日(火)の場合、申込期間は「自平成23年3月2日(水)至平成23年3月3日(木)」

発行価格等決定日が平成23年3月2日(水)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成23年3月10日(木)となります。
- 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
- 社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の引受人及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	560,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	160,000株	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	40,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	40,000株	
計	-	800,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,115,736,000	13,274,000	1,102,462,000

(注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。

2 引受手数料は支払われなため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,102,462,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限165,841,400円と合わせた手取概算額合計上限1,268,303,400円について、1,114,000,000円を当社子会社であります株式会社日本保育サービス(以下、「日本保育」という。)が平成24年3月期中に予定している設備投資資金とするための同社への融資資金に、154,303,400円を平成23年4月末日までに当社の長期借入金の返済資金にそれぞれ充当し、残額が生じた場合は平成24年3月30日に償還期限を迎える当社の社債の償還資金に充当する予定であります。

なお、日本保育は平成24年3月期中に20園の保育所を開園する予定であります。本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在で、19園の新規開園が内定しております。上記の、当社が日本保育に行う予定である融資資金は、そのうちの設備投資を要する18園についての設備投資資金として充当する予定であります。当該設備投資計画については後記「第三部 追完情報 4 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

また、残る1園の開園予定については、現時点においては未定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	120,000株	177,540,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.jp-holdings.co.jp/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成23年2月10日（木）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成23年3月3日（木） 至 平成23年3月4日（金） （注）1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券キャ ピタル・マー ケット株式会 社及びその委 託販売先金融 商品取引業者 の本店及び国 内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成23年3月10日（木）となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所への上場について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在、株式会社大阪証券取引所に上場されておりますが、平成23年3月10日(木)に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成23年2月18日(金)開催の取締役会において、一般募集とは別に大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成23年3月29日(火)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年3月24日(木)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年2月28日(月)の場合、「平成23年3月3日(木) から平成23年3月24日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月1日(火)の場合、「平成23年3月4日(金) から平成23年3月24日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月2日(水)の場合、「平成23年3月5日(土) から平成23年3月24日(木)までの間」

となります。

3 「1株当たり指標」の遡及修正数値について

当社は、平成21年3月1日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月2日付東証上会第428号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第14期及び第15期の数値についてはユニバーサル監査法人、第16期、第17期及び第18期の1株当たり配当額の数値については監査法人東海会計社の監査を受けておりません。

		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
		平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結	1株当たり純資産額(円)	132.42	141.59	167.71	211.44	257.95
	1株当たり当期純利益(円)	5.04	18.67	36.05	59.87	60.68
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	4.95	18.52	35.84	59.71	59.99
個別	1株当たり純資産額(円)	131.28	123.46	123.24	137.21	159.74
	1株当たり当期純利益(円)	6.96	1.84	9.88	30.92	35.89
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	6.83	1.83	9.82	30.83	35.48
	1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	2.4 ()	6.0 ()	11.2 ()	19.0 ()	20.0 ()

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク



を記載します。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.jp-holdings.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

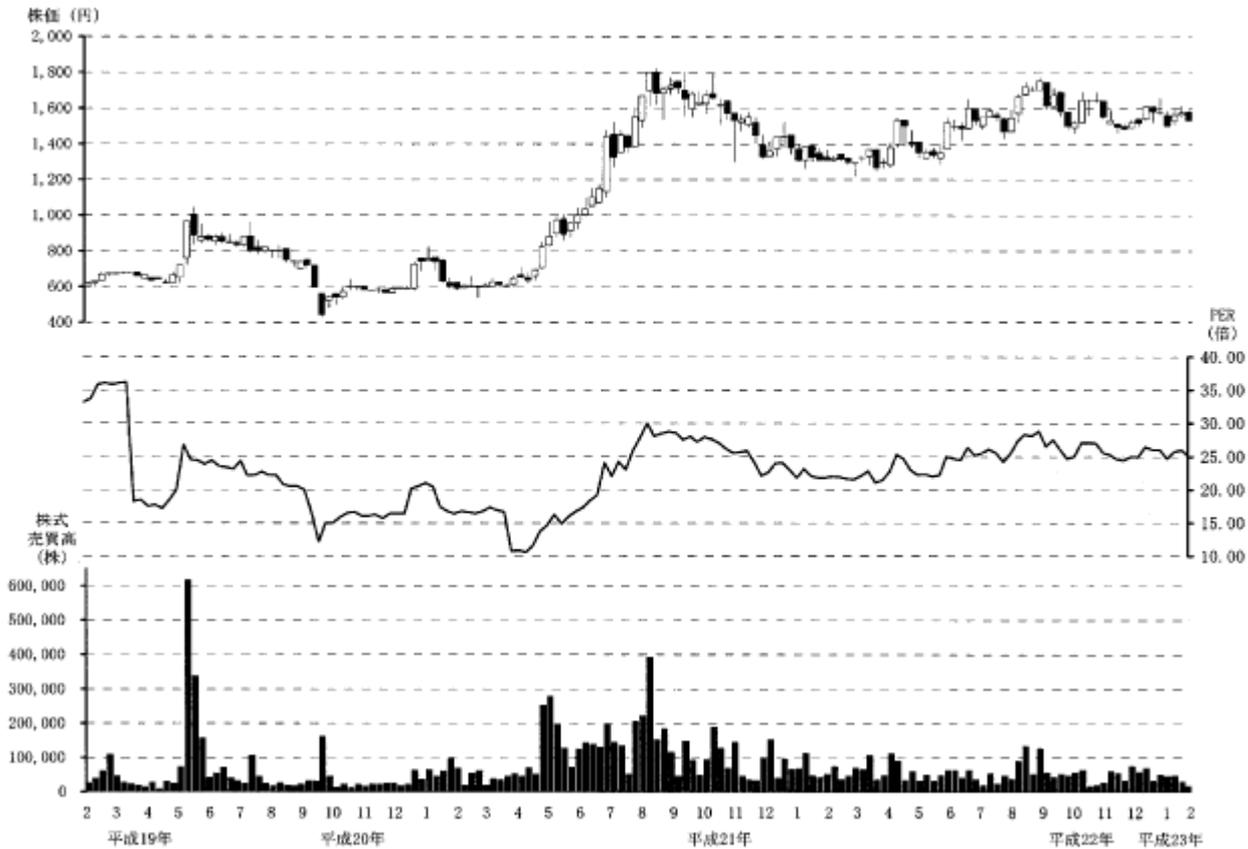
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成20年2月18日から平成22年3月31日までの株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社大阪証券取引所）における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）並びに平成22年4月1日から平成23年2月10日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で、株式会社大阪証券取引所を存続会社とする吸収合併により株式会社大阪証券取引所に統合されております。



(注) 1 当社は平成21年2月28日(土)を基準日とし、平成21年3月1日(日)を効力発生日として、普通株式1株を500株に分割しておりますので、基準日前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。また、平成21年2月24日(火)から平成21年2月27日(金)までについては、当該株式分割に伴う当社普通株式の売買停止期間となっておりますので、当該期間の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、該当事項はありません。

2 ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。なお、基準日前の株価については、当該株価を500で除して得た数値を株価としております。

- ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
- ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・ 平成20年2月18日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の平成19年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を500で除して得た数値を使用。
- ・ 平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の平成20年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を500で除して得た数値を使用。
- ・ 平成21年4月1日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成22年4月1日から平成23年2月10日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4 株式売買高について、基準日前は当該株式売買高に500を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年8月18日から平成23年2月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	平成22年9月30日	平成22年10月7日	大量保有報告書	415,400	5.31
フィデリティ投信株式会社	平成23年1月14日	平成23年1月21日	変更報告書	497,100	6.35

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また、大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社大阪証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期)及び四半期報告書(第19期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)の提出日(平成22年6月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月30日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

報告内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成22年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 20円 総額 147,206,000円

ロ 効力発生日

平成22年6月30日

第2号議案 取締役 7名選任の件

取締役として、山口 洋、荻田和宏、古川浩一郎、佐々木雅嗣、佐々木幸一、中村伊知哉及び白石真澄を選任する。

第3号議案 監査役 2名選任の件

監査役として、竹内大和及び指輪英明を選任する。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	57,307	34	-	(注)1	可決 99.8
第2号議案 取締役7名選任の件					
山口 洋	57,308	33	-	(注)2	可決 99.8
荻田和宏	57,308	33	-		可決 99.8
古川浩一郎	57,308	33	-		可決 99.8
佐々木雅嗣	57,308	33	-		可決 99.8
佐々木幸一	57,308	33	-		可決 99.8
中村伊知哉	57,308	33	-		可決 99.8
白石真澄	57,308	33	-		可決 99.8
第3号議案 監査役2名選任の件					
竹内大和	57,307	34	-	(注)2	可決 99.8
指輪英明	54,893	2,448	-		可決 95.6

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において、下記のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年4月1日～ 平成23年2月18日	80,000	7,830,000	29,874	569,012	29,874	254,812

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

4 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
(株)日本保育 サービス	(仮称)ア スク豊玉中 保育園 (東京都練 馬区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	147,000	53,950	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約125人
	(仮称)ア スク大森保 育園 (東京都大 田区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	44,000	7,253	自己資金及 び増資資金	平成22年 12月	平成23年 4月	受入定員 約100人
	(仮称)ア スク勝どき 保育園 (東京都中 央区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	66,000	30,000	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約90人
	(仮称)ア スク二番町 保育園 (東京都千 代田区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	100,000	69,840	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約155人
	(仮称)ア スクたなし 保育園 (東京都西 東京市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	150,000	15,000	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約120人
	(仮称)ア スク宮前平 駅前保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	90,000	9,173	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約105人
	(仮称)ア スク東門前 保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	50,000	971	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約75人
	(仮称)ア スク向ヶ丘 遊園南保育 園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	96,000	62,139	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約70人
	(仮称)ア スク向ヶ丘 遊園北保育 園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	44,000	10,525	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約95人
	(仮称)ア スク梶ヶ谷 保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	119,000	71,312	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約105人
	(仮称)ア スク下小田 中保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	105,000	73,940	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約105人

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
(株)日本保育 サービス	(仮称)ア スク井土ヶ 谷保育園 (神奈川県 横浜市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	131,000	32,934	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約120人
	(仮称)ア スク大倉山 保育園 (神奈川県 横浜市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	100,000	10,816	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約95人
	(仮称)ア スク久宝寺 駅前保育園 (大阪府八 尾市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	32,000	-	自己資金及 び増資資金	平成22年 11月	平成23年 4月	受入定員 約140人
	(仮称)ア スク舞浜保 育園 (千葉県浦 安市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	163,000	63,750	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約100人
	(仮称)ア スク川間保 育園 (千葉県野 田市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	97,000	-	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約90人
	(仮称)ア スク芝浦4 丁目保育園 (東京都港 区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	48,000	23,740	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約75人
	(仮称)ア スク武蔵小 杉保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	79,000	10,710	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約60人

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 興 一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 牧 原 徳 充
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ＪＰホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ＪＰホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記事項

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、当連結会計年度より、従来雑収入として営業外収益に計上していた職員食事売上を、当連結会計年度より売上高に含めて表示している。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、当連結会計年度より、新たに支給される認可保育所設備取得補助金等に相当する金額について積立金方式から固定資産の取得価額から控除する直接減額方式に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社J Pホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社J Pホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小島 興一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧原 徳充 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間から、職員食売上上の会計処理を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧原 徳充 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小島 浩司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。

この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。

この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。